

償却資産(固定資産税)申告の手引き

1. 償却資産の申告について

(1) 償却資産について

固定資産税は、地方税法の規定により土地、家屋のほか、事業用の償却資産に対して課税されます。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の犬山市内における償却資産の保有状況について申告書を作成し、1月31日までに提出するよう地方税法第383条の規定により定められています。

(2) 申告が必要な方

- ◎ 工場や商店を営んでいたり、アパート経営や駐車場を貸し付けているなどの事業を行っており、その年の1月1日(賦課期日)現在、犬山市内に償却資産を所有している方
- ◎ 前年中に廃業、解散、移転などにより犬山市内に資産がなくなった方
(その旨を申告書備考欄に記載して提出してください。)
- ※ 資産の増減などが無い場合や前年度免税点未満で課税が無い場合でも申告は必要です。

(3) 申告の際に提出する書類

○…提出必要 ×…提出不要 △…該当する場合のみ提出必要

種類	新たに申告する方	増減のない方	増加・修正・減少のある方	廃業された方
① 償却資産申告書 (19ページ)	○	○	○	○
② 償却資産細目一覧表 (20ページ)	×	○ (※1)	○ (※1)	○ (※1)
③ 種類別明細書 (21ページ)	○ (※2)	×	×	×
④ 借受資産明細書 (22ページ)	△ (※3)	△ (※3)	△ (※3)	×
⑤ 特例適用申請書 (23~24ページ)	△ (※4)	△ (※4)	△ (※4)	×

※1：前年度申告された方の申告書には、前回申告のあった資産が記載されていますので、今回の賦課期日(1月1日)までに減少等があった資産があれば削除、増加した資産がある場合は追加してください。なお、資産の増減が無い場合も提出してください。

※2：新たに申告される方は、所有しているすべての資産を記載してください。

※3：他の事業所から借り受けている資産がある場合に提出してください。

※4：新たにわがまち特例(11ページ以降)を受けようとする場合に提出してください。

(4) 申告書等のダウンロードについて

犬山市ホームページ (<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/shizei/1000040/1000059/1006941/index.html>) からダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

(5) 電子申告の利用について

地方税の申告は、「e L T A X (エルタックス)」が利用できます。

e L T A Xとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、e L T A Xホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

なお、e L T A Xご利用に際してご不明な点等がありましたら、e L T A Xホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

(6) 申告書等の控について

申告書等の提出書類はコピーを取り、控用として保管してください。

なお、申告書控に受付印の押印を希望される場合は、コピーを添付して提出してください。

申告書を郵送される場合で、受付印を押印した申告書控を希望される方は、コピーと併せて返送先を記入した返信用の封筒(切手を貼ったもの)を同封してください。

(7) 申告書への押印について

押印義務の見直しにより、申告書には押印は不要です。

(8) 申告期限

令和7年1月31日(金) (郵送の場合は当日消印有効)

※ 期限間近は申告書の受付業務が集中しますので、令和7年1月22日(水)までの提出にご協力ください。

申告書の提出先及び問合せ先

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地 本庁舎1階

犬山市 市民部 税務課 資産税担当

問合せ先 (0568)-44-0315 (直通)

2. 償却資産の概要

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

ただし、鉱業権・漁業権・特許権やソフトウェアなどの無形固定資産、自動車税の課税客体であるものは除かれます。

該当する資産はおおむね次のような資産です。

(1) 事業の用に供することができる資産

- ・ 現在、事業を行うために使用されている資産
- ・ 事業用という目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供することができる状態にあるもの

- ・ 工場移転等の理由で一時的に使用を休止しているが、事業の用に供する目的で所有され、かつ、事業の用に供することができる状態にある資産（遊休資産）→ ○：申告対象
- ・ 現在使用されていない資産で、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあり、客観的に使用できないことが明確であるもの（用途廃止資産）→ ×：申告対象外

(2) 償却資産の申告の対象となる資産

- ① 帳簿上に計上している資産について、減価償却を行っているもの
- ② 簿外資産であっても事業の用に供している資産（帳簿に記載されていないが減価償却可能な資産）
- ③ 遊休資産・未稼働資産（既に完成しているがまだ稼働していない資産）
- ④ 建設仮勘定で処理されているもののうち、事業の用に供している資産
- ⑤ 他の事業者事業用資産として貸し付けている資産

※ 償却資産の改良費も新たな取得とみなしますので、本体とは別で申告が必要です。改良費とは固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額を指し、税務会計(法人税・所得税)において、「資本的支出」に該当するものをいいます。

※ 耐用年数の過ぎた資産（償却済資産）であっても、事業の用に供している限り申告対象となります。

◎申告の対象となる資産の一例

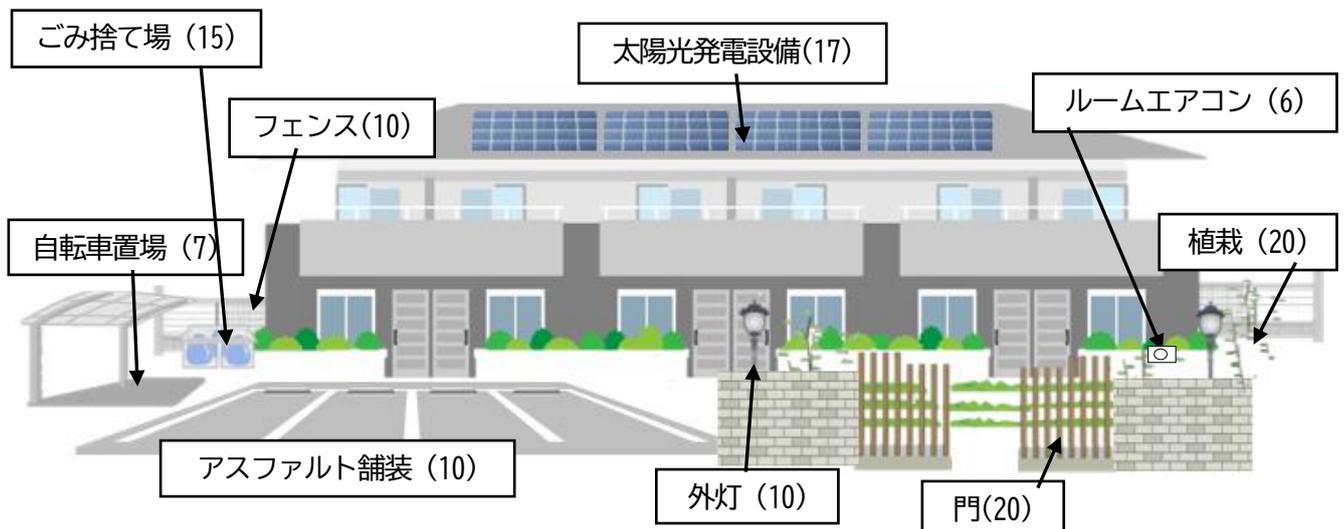
種 類	資 産 名
構築物（第1種）	門、塀、橋、煙突、広告塔、上屋、アスファルト舗装、外構、フェンス、自転車置場、庭園、ビニールハウスなど（土地・家屋と区別されるもの）
機械及び装置（第2種）	工作機械、木工機械、印刷機械、製造機械、建設工業機械、農業用機械、食料品製造業用機械、太陽光発電設備（※7ページ参照）など
船舶（第3種）	漁船、モーターボート、遊漁船、釣り船など
航空機（第4種）	飛行機、ヘリコプターなど
車両及び運搬具（第5種）	大型特殊自動車（フォークリフト、ブルドーザーなど）※5ページ参照
工具・器具及び備品（第6種）	切削工具、測定工具、金型枠、事務机、応接セット、美容機器、陳列ケース、エアコン、パソコン、テレビ、看板、プリンター、冷蔵庫、コピー機、レジスター、自動販売機など

◎業種別の主な償却資産

業 種	償 却 資 産 の 例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、太陽光発電設備など受発電設備、看板、舗装路面、LANケーブルなど
飲食業	テーブル、いす、カウンター、冷蔵庫、冷凍庫、厨房設備など
理容・美容業	理・美容椅子、パーマ機、洗面設備、サインポールなど
不動産賃貸業	門・庭園・フェンス・塀等の外構、自転車置場、外灯、側溝など
農業	ビニールハウス、田植機・稲刈機等の農業用機械、トラクターなど
小売業	陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
建設業	ブルドーザー・パワーショベル等の大型特殊自動車、測量機器など
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、照明設備、洗車機、地下タンクなど
医療・薬局	ベッド、レントゲン機器・消毒殺菌用機器等の医療機器

◎不動産賃貸業における資産の一例

※（ ）内は耐用年数の一例



◎申告の対象とならない資産の一例

- ① 家屋として固定資産税の対象となっている設備、内装、屋根、外壁等の改修工事など
- ② 自動車税・軽自動車税の対象となるもの
- ③ 無形減価償却資産(特許権、ソフトウェアなど)
- ④ 繰延資産(創立費、開業費など)
- ⑤ 耐用年数1年未満の資産
- ⑥ 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時損金算入されるもの
- ⑦ 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの

※ ④・⑤の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税対象となります。

(3) 自動車について

自動車については、下の表のとおり車両の分類ごとに対象となる税目が決まっています。

陸運局への登録の有無にかかわらず大型特殊自動車(フォークリフト、ロードローラやブルドーザなど)は、償却資産の申告対象となりますので、ご注意ください。

車両		税目
普通自動車		自動車税
小型自動車	二輪以外	
	二輪	
軽自動車		軽自動車税
原動機付自転車		
小型特殊自動車		
大型特殊自動車 (分類番号が「0、00～09、000～099」 「9、90～99、900～999」の車両)		固定資産税(償却資産)

※自動車等に取り付けられたカーナビゲーション等の機器は、性能、型式、構造等が自動車として特別に設計されているため、自動車固有の装置と認められます。そのため、申告対象ではありません。

(4) 固定資産税における家屋と償却資産の区分

固定資産税における家屋とは、屋根・外壁により外から遮断された一定の空間を有し、定着性があり、その目的とする用途に供し得るものをいいます。

建築設備とは、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備等で、本来家屋と一体となり家屋の効用を全うするための設備をいい、固定資産税の取扱い上、家屋と償却資産とに分離して課税されます。

	設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
電 気 設 備	受変電設備		受変電設備一式
	予備電源（蓄電池）設備		予備電源（蓄電池）設備一式
	動力配線設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用の設備（工場等における機械の動力源など）
	中央監視制御装置		中央監視制御装置一式
	電灯コンセント配線設備	設備一式	
	電灯照明設備	右記以外の照明設備	特定の業務用の設備（ネオンサイン、投光器、スポットライトなど）
	電話設備	配線及び配管	電話機、交換機、電源装置
	インターホン設備	機器（親機、子機）	
	拡声装置（放送）設備		機器（マイクロホン、アンプなど）
	工業用テレビジョン設備（監視カメラ等）		機器（監視カメラ、受像機など）
衛 生 設 備	給排水設備	高架水槽、給水栓、取水栓、ポンプ	受水槽、井戸、独立高架水槽、屋外配管
	ガス設備	メーター	レンジ機器
	中央式給湯設備	配管、ボイラー、貯湯槽	独立煙突、煙道
	局所式給湯設備		湯沸器、貯湯槽、バーナー、ボイラー
	衛生器具設備	大小便器、洗面器、浴槽、キッチンユニット、流し台	
空 調 設 備	冷暖房設備	家屋と一体となっている設備（天吊、天井埋込型など）	ルームエアコン（壁掛、据置型など）
	換気設備	設備一式	
防 災 設 備	火災報知器	設備一式	
	避雷設備		
	消火栓設備	消火栓設備、スプリンクラー	ホース、ノズル、ガスボンベ、消火器
そ の 他	運搬設備	エレベーター、リフト、ダムウエーター、エスカレーター、ベルトコンベア	
	機械式駐車場		駐車機械装置、ターンテーブル装置

※ 屋外に設置されている設備は上の表にかかわらず償却資産となります。

※ この表は一例です。ご不明な資産についてはお問合せください。

◎自己所有家屋における附帯設備の取扱い

自己所有家屋における附帯設備のうち、次の①～④に該当するものは、固定資産税における家屋の評価に含まれませんので、償却資産の申告の対象となります。

① 特定の生産又は業務の用に供されるもの

例) 店舗のネオンサイン、工場等における機械の動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍庫、ホテル・病院等における厨房設備、洗濯設備など

② 独立した機械としての性格が強いもの

例) 受変電設備、予備電源設備、発電設備、中央監視制御装置、機械駐車設備など

③ 取り外しが容易で、家屋と構造上一体となっていないもの

例) ルームエアコン、簡易間仕切りなど

④ 屋外に設置されているもの

例) 屋外に設置された電気の配線、ガス・水道の配管、外構（門・塀）など

◎テナントが家屋に取付けた附帯設備について

家屋所有者以外の方(テナント)が、家屋を借りて事業をするため自分の費用で内装や設備を取付けた場合、内装等は取付けた方が償却資産として申告する必要があります。

取り付けた方	建築設備	課税区分	納税義務者
家屋所有者	内部・外部・床・天井の仕上げ	家屋	家屋所有者
	受変電設備・予備電源設備等	償却資産	
賃借人等	内部・外部・床・天井の仕上げ 受変電設備・予備電源設備等	償却資産	賃借人等

◎家屋と償却資産の区分表

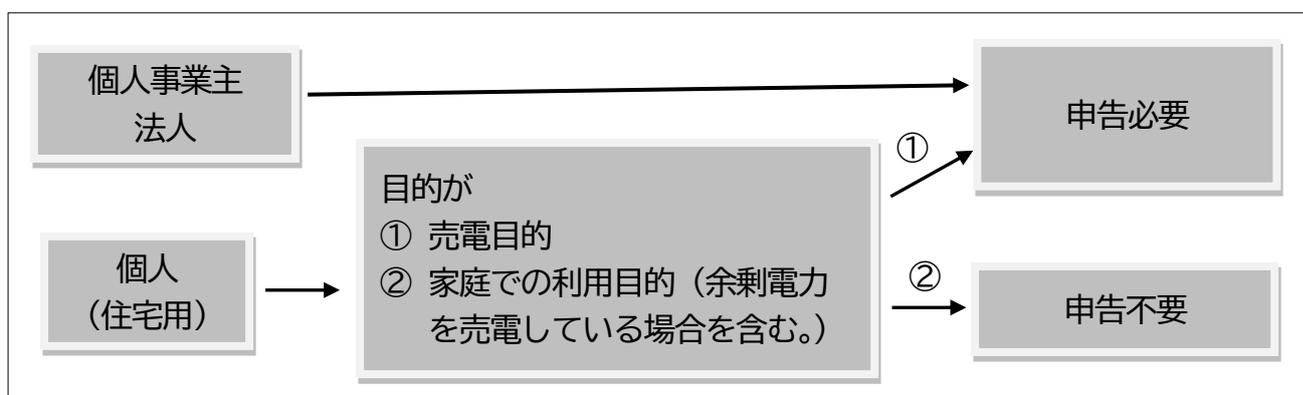
※次の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の 所有関係				
			同じ場合		異なる 場合		
			家屋	償却 資産	家屋	償却 資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○	
	中央監視設備	設備一式		○		○	
	電灯コンセント 設備、照明器具 設備	屋外設備一式			○		○
		屋内設備一式	○				○
	電力引込設備	引込工事		○		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○		○
		上記以外の設備	○				○
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○		○
		配管・配線、端子盤等	○				○
	LAN設備	設備一式			○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○		○
		配管・配線等	○				○
	インターホン設 備	集合玄関機等	○				○
	監視カメラ(I T V) 設備	受像機(テレビ)、カメラ			○		○
		配管・配線等	○				○
避雷設備	設備一式	○				○	
火災報知設備	設備一式	○				○	
給排水衛生 設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用 設備		○		○	
		配管、高架水槽、ポンプ等	○			○	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			○		○
		中央式給湯設備	○				○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用 設備			○		○
屋内の配管等		○				○	

	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○		○
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○	○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○		○
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○	○
		上記以外の設備	○		○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○	○
		上記以外の設備	○		○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○	○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○		○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○	○
		上記以外の設備	○		○
	その他の設備	顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		○	○
		洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む。)、自転車置場 ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○	○
外構工事	外構工事	工事一式(門扉・塀・植栽等)		○	○

(5) 申告対象となる太陽光発電設備

<申告対象判断基準>



- ・ 家屋の屋根材として設置（ソーラーパネル葺）している場合は、家屋の評価対象となるため申告は不要です。
- ・ 屋根の上や地上など家屋以外の場所に設置されている場合は、償却資産の申告が必要となります。
- ・ 接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計なども併せて償却資産の申告が必要となります。

(6) リース資産について

リースに供されている資産の申告義務は、原則として資産の所有者であるリース会社にあります。ただし、それが実質的に割賦（分割）販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など）は、使用者（買主）が申告する必要があります。

※ 平成19年度の税制改正により、平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリース取引については、税務会計（法人税・所得税）において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告については、従来どおり（リース会社（貸主）からの申告）の取扱いとなります。

(7) 無申告や虚偽の申告をされた場合

期限までに正当な理由なく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合には、地方税法の規定により過料又は罰金を科せられることがあります。

3. 償却資産の評価と課税

(1) 評価額及び課税標準額

評価額は申告していただいた資産の取得価格、耐用年数、取得時期により計算します。
耐用年数は資産ごとに決まっており、耐用年数に応じて減価残存率が決まっています。

- ① 前年中（前年の1月2日から本年1月1日）までに取得した償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times \text{減価残存率}$$

- ② 前年前（前年の1月1日より前）に取得した償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \text{減価残存率}$$

※ 評価額の最低限度額は取得価格の5%で、それ以下には減価されません。

※ 課税標準額は、原則評価額になります。ただし、特例が適用される場合は、課税標準額が軽減されます。

※ 減価残存率については、18ページの「償却資産減価残存率表」を参照してください。

(2) わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）について

固定資産税の課税標準の特例が適用される資産とは、地方税法第349条の3、同法附則第15条などに規定される一定要件を備えた償却資産です。

そのうち、下の表に掲げる資産については、犬山市税条例において課税標準額の特例率を定めています。

新たに特例適用資産を取得された場合は、「固定資産(償却資産)課税標準の特例適用申請書」に必要事項を記載のうえ、事実を証明する書類などを添付して税務課資産税担当へ提出してください。

○地方税法第349条の3

項	対象項目	特例率	特例適用期間
第27項	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	1/3	上限なし
第28項	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	1/3	//
第29項	事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	1/3	//

○地方税法附則第15条

項	対象項目	特例率	特例適用期間
第2項第1号	汚水又は廃液の汚水施設	1/3	上限なし
第2項第5号	下水道除害施設	4/5	〃
第25項第1号イ	太陽光発電設備（1,000kW未満）（※1）	2/3	取得の翌年度から3年間
第25項第1号ロ	風力発電設備（20kW以上）（※2）	2/3	〃
第25項第1号ハ	地熱発電設備（1,000kW未満）（※2）	1/2	〃
第25項第1号ニ	バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満）（※2）	1/2	〃
第25項第2号	バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満）（※3）	6/7	〃
第25項第3号イ	特定太陽光発電設備（1,000kW以上）（※1）	2/3	〃
第25項第3号ロ	特定風力発電設備（20kW未満）（※2）	2/3	〃
第25項第3号ハ	水力発電設備（5,000kW以上）（※2）	2/3	〃
第25項第4号イ	特定水力発電設備（5,000kW未満）（※2）	1/2	〃
第25項第4号ロ	特定地熱発電設備（1,000kW以上）（※2）	1/2	〃
第25項第4号ハ	特定バイオマス発電設備（10,000kW未満）（※2）	1/2	〃
第28項	浸水防止用設備	2/3	取得の翌年度から5年間
第32項	緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地	2/3	取得の翌年度から3年間
第41項	雨水貯留浸透施設	1/6	上限なし

※1 【取得年月日：令和2年4月1日～令和6年3月31日】

- ・特例対象資産は、経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けたものを除きます。
- ・「再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの」が対象です。
- ・「再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助金」の交付が確定したことがわかる書類の写しと出力規模がわかる資料（仕様書・見積書等）が認定書類として必要となります。

【取得年月日：令和6年4月1日～令和8年3月31日】

- ・特例対象資産は、経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けたものを除きます。
- ・「グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kW未満の設備」または「認定地域脱炭素化促進事業計画」に従って取得した一定の設備が対象です。
- ・補助事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類の写しと出力規模がわかる資料（仕様書・見積書等）が認定書類として必要となります。

- ※2・特例対象資産は、「経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けた発電設備」です。
- ・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写しが認定書類として必要となります。

※3【取得年月日：令和6年4月1日～令和8年3月31日】

- ・特例対象資産は、「経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けた発電設備」です。
- ・木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものです。
- ・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写しが認定書類として必要となります。

○地方税法附則第15条の8

項	項目	特例率	特例適用期間
第2項	サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	2/3	取得の翌年度から5年間

○地方税法附則第 15 条 44 項

項目	特例率	特例適用期間
【令和5年4月1日以後取得分】中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置	1/2又は 1/3	取得の翌年度 から最長5年間

◎ 【令和5年4月1日以後取得分】中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置

中小事業者等が犬山市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、生産性向上に資する一定の機械・装置などを取得した場合に、固定資産税（償却資産）の課税標準額が軽減されます。

<対象設備>

特例の対象となる償却資産は、次のすべての要件を満たすものです。

- ・ 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定後から令和7年3月31日までの間に取得したもの
- ・ 導入により労働生産性が年平均3%以上向上するもの
- ・ 生産、販売活動などの用に直接供されるもの
- ・ 中古資産でないもの
- ・ 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された以下の設備

減価償却資産の種類	最低取得価格
機械装置	160万円以上
測定工具・検査工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備 ※	60万円以上

※ 家屋と一体となって効用を果たすものを除く。

<特例適用期間・特例率>

対象資産を取得した年の翌年度から3年間、課税標準額が2分の1に軽減されます。

さらに、賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合は、最長5年間、課税標準額が3分の1に軽減されます。

詳しくは、下の表をご覧ください。

賃上げ表明の有無	取得時期	特例対象期間	特例割合
無	令和5年4月1日～令和7年3月31日	3年間	1/2
有※	令和5年4月1日～令和6年3月31日	5年間	1/3
	令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間	1/3

※ 雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げ表明が必要

<申請方法・期限>

固定資産税課税標準の特例申請書（地方税法附則第15条第44項に関する特例、24ページ参照）に次の必要書類を添えて、毎年1月31日（1月31日が土日祝日の場合は翌開庁日）までに税務課資産税担当へ提出してください。

「償却資産申告書」と「固定資産税課税標準の特例申請書（地方税法附則第15条第44項に関する特例）」は併せて提出してください。また、申告書受付業務の集中緩和のため、早めの提出にご協力ください。

<必要書類>

- ・ 固定資産税課税標準の特例適用申告書（地方税法附則第15条第44項に関する特例）
- ・ 先端設備等導入計画に係る申請書の写し
- ・ 先端設備等導入計画書の写し
- ・ 先端設備等導入計画認定書の写し
- ・ 投資計画に関する確認書の写し
- ・ 従業員への賃上げ方針の表明に証する書類の写し（従業員への賃上げ方針を表明した場合に必要となります。）

※ リース会社が申告する場合は、併せて固定資産税軽減計算書及びリース契約書の写しが必要です。

<申告時の注意事項>

電子申告の場合、PDFデータ化した特例適用申請書と必要書類を添付して申告してください。

- ◎ 【令和5年3月31日以前取得分】中小企業者・小規模事業者が取得した先端設備等
 中小企業者・小規模事業者が犬山市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した一定の設備について、固定資産税の特例措置を講じています。

<対象設備>

市の「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等導入計画」に従って取得をした下の表の設備等が対象となります。

	減価償却資産の種類	最低取得価格	販売開始時期
1	機械装置	160万円以上	10年以内
2	測定工具・検査工具	30万円以上	5年以内
3	器具備品	30万円以上	6年以内
4	建物附属設備 ※	60万円以上	14年以内
5	構築物	120万円以上	14年以内
6	事業用家屋	120万円以上 ※ 取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに新築されたもの	

※ 家屋と一体となって効用を果たすものを除きます。

<特例条件>

上記1～5は、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備であること。また、生産・販売活動等の用に直接供されるものであること。中古資産でないこと。

<適用対象期間>

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得したもの。

<特例適用期間・特例率>

対象資産を取得した年の翌年度から3年間、課税標準額を零（ゼロ）にします。

(5) 非課税の適用

地方税法第348条の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。
「固定資産税・都市計画税非課税申告書」に非課税の事実を証明できる書類を添付して提出してください。

(6) 税額の算出

課税標準額 × 税率 (1.4/100) = 税額

(7) 免税点

課税標準額の合計が150万円に満たない場合、固定資産税は課税されません。
ただし、150万円未満であっても申告書は必ず提出してください。

(8) 固定資産税の納期限

第1期（4月末日）、第2期（7月末日）、第3期（12月25日）、第4期（翌年2月末日）の4回です。（末日又は12月25日が土・日の場合は翌開庁日が納期限となります。）
なお、第1期の納期限までに、一括納付していただくこともできます。

償却資産減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	①前年中取得のもの	②前年前取得のもの		①前年中取得のもの	②前年前取得のもの
			51	0.978	0.956
2	0.658	0.316	52	0.978	0.957
3	0.732	0.464	53	0.978	0.957
4	0.781	0.562	54	0.979	0.958
5	0.815	0.631	55	0.979	0.959
6	0.840	0.681	56	0.980	0.960
7	0.860	0.720	57	0.980	0.960
8	0.875	0.750	58	0.980	0.961
9	0.887	0.774	59	0.981	0.962
10	0.897	0.794	60	0.981	0.962
11	0.905	0.811	61	0.981	0.963
12	0.912	0.825	62	0.982	0.964
13	0.919	0.838	63	0.982	0.964
14	0.924	0.848	64	0.982	0.965
15	0.929	0.858	65	0.982	0.965
16	0.933	0.866	66	0.983	0.966
17	0.936	0.873	67	0.983	0.966
18	0.940	0.880	68	0.983	0.967
19	0.943	0.886	69	0.983	0.967
20	0.945	0.891	70	0.984	0.968
21	0.948	0.896	71	0.984	0.968
22	0.950	0.901	72	0.984	0.968
23	0.952	0.905	73	0.984	0.969
24	0.954	0.908	74	0.984	0.969
25	0.956	0.912	75	0.985	0.970
26	0.957	0.915	76	0.985	0.970
27	0.959	0.918	77	0.985	0.970
28	0.960	0.921	78	0.985	0.971
29	0.962	0.924	79	0.985	0.971
30	0.963	0.926	80	0.986	0.972
31	0.964	0.928	81	0.986	0.972
32	0.965	0.931	82	0.986	0.972
33	0.966	0.933	83	0.986	0.973
34	0.967	0.934	84	0.986	0.973
35	0.968	0.936	85	0.987	0.974
36	0.969	0.938	86	0.987	0.974
37	0.970	0.940	87	0.987	0.974
38	0.97	0.941	88	0.987	0.974
39	0.971	0.943	89	0.987	0.974
40	0.972	0.944	90	0.987	0.975
41	0.972	0.945	91	0.987	0.975
42	0.973	0.947	92	0.987	0.975
43	0.974	0.948	93	0.987	0.975
44	0.974	0.949	94	0.988	0.976
45	0.975	0.950	95	0.988	0.976
46	0.975	0.951	96	0.988	0.976
47	0.976	0.952	97	0.988	0.977
48	0.976	0.953	98	0.988	0.977
49	0.977	0.954	99	0.988	0.977
50	0.977	0.955	100	0.988	0.977

※減価残存率の前年中取得のものは $(1 - \text{減価率} / 2)$ より算出。
 減価残存率の前年前取得のものは $(1 - \text{減価率})$ より算出。

～償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入例～

受付印

令和〇〇年1月20日

犬山市長宛

令和 〇〇 年度

償却資産申告書
(償却資産課税台帳)

犬山市

更新区分
(0:新規 1:既存)

所有者の個人番号又は法人番号を記載してください。

事業の種目を具体的に記載してください。
(例えば、マシン製造業、自動車販売業等)
また、法人にあつては、資本金又は出資金等の金額

所有者	(ふりがな) 1 住所	〒484-8501 いぬやましおおあざいぬやまあざひがしはた 犬山市大字犬山字東畑36番地	(電話 0568-61-1800)	3	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	8	短縮耐用年数の承認	有・ <input type="radio"/> 無
	(又は納税通知書送付先)			4	事業種目 (資本金等の額)	鉄工業 (10百万円)	9	増加償却の届出	有・ <input type="radio"/> 無
(ふりがな) 2 氏名	(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)	いぬやましくしよ かぶしきかいしゃ 犬山市役所 株式会社 だいひょうとりしまりやく いぬやまたらう 代表取締役 犬山太郎	(屋号 〇〇〇〇〇)	5	事業開始年月	昭和 50年10月	10	非課税該当資産	有・ <input type="radio"/> 無
	(又は納税通知書送付先)			6	この申告に 応答する者の 係及び氏名	〇〇課 経理係 犬山一郎 (電話 0568 - 61 - 1800)	11	課税標準の特例	有・ <input type="radio"/> 無
				7	税理士等の 氏名	東海 次郎 (電話 0568 - 00 - 0000)	12	特別償却又は圧縮記帳	有・ <input type="radio"/> 無
							13	税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法 <input type="radio"/> 定額法
							14	青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

押印は不要です。

資産の種類	取得価額												市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地				
	前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)			計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)							
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1 構築物		2	500	000										2	500	000	① 犬山市大字犬山字高見町15番地1
2 機械及び装置		7	800	000		2	500	000		3	500	000		8	800	000	②
3 船舶																	③
4 航空機																	貸主の名称等
5 車両及び運搬具																	〇〇リース(株) 犬山市大字犬山字北古券2 電話 0568 - 00 - 0000
6 工具、器具及び備品		1	000	000							700	000		1	700	000	
7 合計		11	300	000		2	500	000		4	200	000		13	000	000	

資産の種類	評価額 (ホ)			※ 決定価格 (ヘ)			※ 課税標準額 (ト)					
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物												
2 機械及び装置												
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び備品												
7 合計												

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

16 借用資産 (有・無)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家

18 備考
該当する項目に○をつけてください。
1. 資産の増減あり 2. 資産の増減なし 3. 該当資産なし
4. 廃業・解散・転出等 (令和 年 月 日)
5. 税制改正による耐用年数の修正 あり・なし

第二十六号様式 (提出用)

該当する方を○で囲んでください。

犬山市における事業所得資産の所在地を記載してください。また、2箇所以上の事業所等資産の所在地がある場合にはそれぞれの所在地名を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。

借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載のうえ、繰込みの借受資産明細書を提出してください。

次のような事項を記入してください。
① 資産の異動について、該当する箇所を○で囲んでください。
② 課税標準の特例の適用資産又は非課税資産を所有されている場合は、その届出書等の名称
③ 増加償却を行った場合は、その届出書の名称
④ 耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合は、その承認通知書等の名称
⑤ 前年中に資産所在地、所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧資産所在地、旧住所、旧氏名または名称等
⑥ 平成20年度税制改正により耐用年数を修正した資産があればその旨を記載してください。
⑦ 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名
⑧ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

控えに受付印が必要な場合は、コピーを付けて申告してください。

[記載する必要はありません。]

～種類別明細書の記入例(資産増加)～

[記入する必要はありません。]

[記入する必要はありません。]

令和〇〇年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		犬山市												
※所有者コード												犬山市役所 株式会社		枚のうち												
行番号	種類	資産コード	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期			(イ) 取得価額(円)				耐用年数	(ロ) 減価残存率	(ハ) ※価額(円)				※課税標準の特例 率 コード	※課税標準額(円)				増加理由	摘要		
					号	年	月	十億	百万	千	円			十億	百万	千	円		十億	百万	千	円				
01	1		アスファルト舗装	1	4	11	10				2	500	000	10	0.									1	2	
02	2		印刷機	1	4	18	9				600	000	4	0.										1	2	
03	2		太陽光発電設備	1	4	26	10				15	000	000	17	0.									1	2	特例
04	6		応接セット	1	4	20	10				7	000	000	8	0.									1	2	
05	6		コピー機	1	5	1	10				3	000	000	5	0.									1	2	
06															0.									1	2	
07			資産の名称で漢字表記できるものは、漢字で記入してください。												0.									1	2	
08															0.									1	2	
09															0.									1	2	
10															0.									1	2	
11															0.									1	2	
12															0.									1	2	
13															0.									1	2	
14															0.									1	2	
15															0.									1	2	
小計				5							28	100	000													

第二十六号様式別表一(提出用)

種類 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機
5. 車両及び運搬具 6. 工具・器具及び備品

取得時期の号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和

増加事由 1. 新品取得 2. 中古取得 3. 移動による受入れ 4. その他

※資産の増加がある場合に使用してください。取得価額には、資産の取得に要した荷造費、運搬費も含めて記載してください。

～借受資産明細書の記入例～

(リース)

借受資産明細書

令和〇〇年 1 月 1 日現在

借主	住所	犬山市大字犬山字東畑36番地
	氏名	犬山市役所 株式会社

貸主住所・氏名	電話	資産名称	数量	設置年月		契約期間	1ヶ月賃料	備考
犬山市大字犬山字東畑〇〇	〇〇-〇〇〇〇	〇〇製造設備	1	1	9	自 令和 2年4月	100,000 円	
〇〇リース (株)				年	月	至 令和 6年3月		
				年	月		円	
				年	月		円	
				年	月		円	
				年	月		円	
				年	月		円	
				年	月		円	
				年	月		円	

～特例適用申請書の記入例～

固定資産（償却資産）課税標準の特例適用申請書

下記の資産について、課税標準の特例を適用して下さるよう関係書類を添えて申請します。

受付印 令和〇年〇月〇日 犬山市長宛	所有者	住所	犬山市大字犬山字東畑36番地			特例規定	地方税法附則第15条第25項第1号イ			特別償却	有・ <input type="radio"/> 無	
		氏名 名称	犬山市役所 株式会社	資産の所在地	犬山市大字犬山字東畑〇〇番地			添付書類	<input type="checkbox"/> 「計画の申請書及び認定書」の写し及び「工業会等による仕様等証明書」 <input type="checkbox"/> 「先端設備等導入計画に係る申請書」の写し、「先端設備等導入計画認定書」の写し及び「工業会等による仕様等証明書」 <input checked="" type="checkbox"/> リース会社が申告する場合、「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書」の写し <input type="checkbox"/> 「10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写し <input checked="" type="checkbox"/> 電気事業者と締結している「特定契約書」の写し <input checked="" type="checkbox"/> 「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
				作成者	氏名：犬山 一郎 電話番号：0568-61-1800							
				資産番号	資産の名称等 (型式及び規格)	数量	取得年月 年号 年 月			取得価額		
	太陽光発電設備	1	5	5	3	15	000	000	円	17	再生可能エネルギー発電設備	2/3
									円			
									円			
									円			
記載上、特に留意すべき事項 (1) 本申請書は、地方税法第349条の3、同法附則第15条及び市税条例第10条の2の規定による償却資産について、課税標準の特例を適用するため提出していただくものです。 新たに「課税標準の特例」が適用される資産を取得された場合に、償却資産申告書と併せて1月末日までに提出してください。 (2) 特別償却を行っている設備にあって、法人税申告書別表16の付表「特定設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を税務署に提出している場合は、その写しを添付してください。 (3) 設備が特例に該当することが判明する資料（各種申請書・届出書・許可書等の写し、パンフレット、仕様書、設計図、処理工程図、所在図等のうち必要なもの）を添付してください。												
市役所 処理事項	確認年月日	令和	年	月	日	特例の可否	可・否			決定特例 適用項目		
※本欄は記入 不要です。	担当者					摘要	決定特例率	/			適用期間	令和 年度から令和 年度まで

～特例適用申請書（先端設備に関する特例）の記入例～

固定資産税課税標準の特例適用申請書（地方税法附則第15条第44項に関する特例）

下記の資産について、課税標準の特例を適用して下さるよう関係書類を添えて申請します。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ● </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">受付印</p>	所 有 者	住 所	犬山市大字犬山字東畑36番地			特例規定	地方税法附則第15条第44項			特別償却	有・ 無			
	氏 名	犬山市役所 株式会社			作成者	氏 名 : 犬山 一郎 電話番号 : 0568-61-1800								
令和 年 月 日 犬 山 市 長 宛	<p>記載上、特に留意すべき事項</p> <p>(1) 本申請書は、地方税法附則第15条第45項の規定による償却資産について、課税標準の特例を適用するため提出していただくものです。</p> <p>(2) 特別償却を行っている設備にあって、法人税申告書別表16の付表「特定設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を税務署に提出している場合は、その写しを添付してください。新たに「課税標準の特例」が適用される資産を取得された場合に、償却資産申告書と併せて1月末日までに提出してください。</p>													
償 却 資 産	資産番号	資 産 の 名 称 等 (型式及び規格)			数量	取得年月			取 得 価 格			耐用 年数	資産の所在地	
		CNC旋盤			1	5	5	10	20	000	000	円	16	犬山市大字犬山字東畑○番地
												円		
												円		
												円		
添付 資料	<input checked="" type="checkbox"/> 「先端設備等導入計画に係る申請書」の写し <input checked="" type="checkbox"/> 「先端設備等導入計画書」の写し <input checked="" type="checkbox"/> 「先端設備等導入計画認定書」の写し <input checked="" type="checkbox"/> 「投資計画に関する確認書」 <input type="checkbox"/> 「従業員への賃上げ方針の表明に証する書類」の写し（注1） <input type="checkbox"/> 「固定資産税軽減計算書」（注2） <input type="checkbox"/> 「リース契約書」の写し（注3）（注1）従業員への賃上げ方針を表明をした場合に必要（注2、注3）リース会社が申告する場合のみ必要													
市役所 処理事項	確認年月日	令和	年	月	日	特例の可否	可 ・ 否			決定特例 適用項目				
※本欄は記入 不要です。	担 当 者					摘 要	決定特例率			適用期間			令和 年度から令和 年度まで	